

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県

## 2 構造改革特別区域の名称

みやぎ情報産業人材育成特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

宮城県の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

宮城県は、東北の中核都市である政令指定都市仙台市を中心に機能集積が進む一方、それらの機能の利便性を享受しにくい地域を中心に人口減少や高齢化が顕著に進行しており、更には産業経済活動のグローバル化に伴い、地域経済を支える産業も国際間・地域間の厳しい競争下におかれている。

本県の一人あたりの県民所得はおよそ256万円で全国的には32位に位置し(平成16年県民経済計算年報)、産業別就業者の割合は第一次産業が6.3%(平成17年国勢調査)、第二次産業が23.8%(同)、第三次産業が69.9%(同)となっている。中でも第三次産業の就業の割合は全体の約7割となっており、これは全国的に見ても高い。

また、情報化という観点から全国に目を向ければ、ブロードバンドやモバイル、デジタル放送、情報端末の進展により「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がネットワークに接続し、情報の自在なやりとりを行うことができるユビキタスネットワークが実現に向かいつつあり、その流れは本県でも例外なく及んで来ている。

このような状況にあるため、本県では情報化社会の変化や課題を見据えた上で、産業全体の活性化につながる施策展開が求められている。

そのため、本県では、平成13年度に「みやぎIT戦略」「宮城県IT戦略推進計画」を策定して以降、平成16年3月に「宮城県IT戦略推進計画」を策定し、これまでITを活用したさまざまな施策を進めてきた。

また、平成18年度には「宮城県IT戦略推進計画」の計画期間満了を受けて、ITを取り巻く様々な動きや急速に進展する高度情報通信ネットワーク社会に対応するとともに、「みやぎの将来ビジョン」の着実な実行を支える計画として位置づけ、本県のIT施策推進のための新たな行動計画となる「宮城県IT推進計画」を策定した。

本計画は、「安全・安心な生活環境の実現」、「県民生活に関する情報化の促進」、「ITによる地域経済の活性化と富の創出」、「電子自治体化の推進」、「人材育成の強化」、「県内全域ブロードバンドサービスの実現」の重点6分野、80プロジェクトからなり、重点分野の一つとして「人材育成の強化」を掲げている。

さらに、宮城県の産学官全体としての共通の取組みをまとめたものとして、産学官の関係者が連携して、共通の数値目標を初めて掲げ、その目標達成に向け期限と具体的な道筋を示し、役割分担を明確にした上で、協働で取組む「情報産業振興戦略」を平成18年11月に策定した。当戦略においては、情報産業の振興を図る上で、人の育成は最も重要であるとの認識のもと、即戦力の育成と業務獲得につながる実効性の高い人材の育成を主眼として、産学官一体となって「人材育成」に取り組むものとしている。

特にIT技術者の育成については、すべての産業の下支えをするIT産業の競争力を高めることが本県の産業全体の競争力を高めるという観点から、最も重要な基盤として注力し、初中級レベルから高度技術者まで広範に体系化を図りながら、取り組んでいるところである。

具体的には、以下のような施策を実施している。

- ・将来の高度IT技術者となる人材の発掘と教育を行う「みやぎデジタルアカデミー」
- ・ITを活用した「人づくり」、「学校づくり」、「連携づくり」による創造性豊かな人づくりに取り組む「みやぎIT教育推進構想」(平成16年3月策定)
- ・高度IT技術者の養成を推進する「東北テクノロジーセンター」

その中でも、「東北テクノロジーセンター」では、高度IT技術者を養成するために、データベースやプログラミング言語、ネットワークについての研修などを行い、地域関連企業等との緊密な連携により人材育成機関として定着化が図られ、県内企業からは好評を得ている。

また、仙台圏を中心に集積度の高い情報通信関連の教育研修機関においては、基礎から応用にいたる幅広いレベルの教育・訓練が行われている。

このように本県では人材育成の強化に力を注いでいるところであるが、本県の一層の産業活性化を図るためには、産業の支柱であるIT産業の競争力を高めることが喫緊の課題であり、そのためにもIT人材の育成を支援するための様々な施策展開が求められている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本県における当計画の意義としては、以下4点がある。

### (1) IT人材育成の施策体系の強化

本県では、IT人材育成を最も重要な基盤として注力し、「みやぎデジタルアカデ

ミー」、「東北テクノロジーセンター」などを活用したIT人材育成の施策を実施しているが、当該特例措置を活用することにより、本県のIT人材育成の施策体系の更なる強化が期待できる。

#### (2) IT人材の裾野拡大

初級システムアドミニストレータと基本情報技術者は、情報処理に関する国家資格のうち、最も基本となる資格として位置付けられている。

これらの国家資格を取得するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題まで広い範囲の知識が必要となり、IT人材の卵である学生やIT関連産業に身を置く社会人がこれらを体系的に学習することが求められていることから、当該特例措置を活用することは、受験者の負担を軽減し、受験機会が増加することになり、IT関連企業への就職を目指す学生等の増加が予想され、本県におけるIT人材の裾野の拡大に繋がることが期待される。

#### (3) 地域の情報処理教育の更なる促進

本県では、学都として知られている仙台を抱えている地域的特性上、多くの俊秀を育てる風土が根ざしており、県内の情報処理関係の学校においては、受験生一人一人の能力・個性を大切に作るカリキュラムを設定して授業を行っており、一定の成果として、当該特例措置の対象としている初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の合格者数が、それぞれ全国で14位、15位に位置している（「平成18年度秋期情報処理技術者試験」独立行政法人情報処理推進機構）。

今回、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の午前試験科目の免除を受けるためには、受験生が経済産業大臣による初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験に合格した者と同等の知識を習得させる科目を修了したことができると確認されることが必要であり、その結果、各学校のカリキュラムや指導内容等がより精査されることにより、合格率、合格者数双方の向上に向けて、県内における情報処理教育の一層の充実が図られることが期待される。

#### (4) 「宮城県IT推進計画」に掲げる目標の実現

本県のIT関連計画の中心となっている「宮城県IT推進計画」では、「人材育成の強化」及び「県内全域ブロードバンドサービスの実現」という施策を基盤に「安全・安心な生活環境の実現」、「県民生活に関する情報化の促進」、「ITによる地域経済の活性化と富の創出」、「電子自治体化の推進」の4つのプロジェクトをからめて実施している。

今回、当該特例措置を活用して「IT人材の裾野拡大」という地域の課題を克服することにより、「IT人材養成の体系的な戦略の充実・強化」が図られることから、「宮城県IT推進計画」の目標である「県民のだれもが、いつでも、どこでも必要な情報を入手・活用し」、「創造・発信ができる地域経済の創造」、「IT化による県内産業構造の変革、IT関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」の達成に寄与することが期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する「みやぎ情報産業人材育成特区」は、「IT化による県内産業構造の変革、IT関連産業の集積等による活力豊かな地域経済の実現」を図るため、その基盤となるIT人材の育成と強化を目指すものである。

そのため、地域の情報処理の教育力を高め（民間活力の活用）下記の具体の目標（初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の合格率の向上・合格者の拡大）を掲げ、これを実践することにより、質と量を伴う若年IT人材を輩出し、雇用のニーズに対応し、地域の活性化を図るものである。

### （１）合格率の向上及び合格者の拡大による若年IT人材の輩出

今回の当該特例措置となる午前試験の免除により、受験者の負担が軽減され、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができることから、合格率、合格者数双方の向上が見込まれ、その目標値は全国平均より上を目指す。

また、今回の当該特例措置より、県内はもちろんのこと、高度IT技術者の卵である優秀な学生達が、他県、特に東北地方から本県の当該特定事業を実施する情報関係の学校を志望することが見込まれ、その結果、県外出身と県内出身の学生が互いに切磋琢磨をすることなどにより、本県から多数の優秀な若年IT人材の輩出が可能となる。

なお、平成19年度春期の初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験における本県の合格率はそれぞれ25.0%及び22.3%であり、全国平均はそれぞれ31.0%及び22.9%となっている。

### （２）産業の情報化・IT関連産業の集積の実現

若年IT人材を多数輩出することにより、IT関連産業においては、ITスキルを持つ人材確保が容易となり、企業の競争力が高められ、県内の情報処理需要に対応できるため、産業の情報化やIT関連産業の集積が一層促進される。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

これまで本県では、IT人材の育成に向けて高度IT技術者の養成などに取組んで来たが、今回申請する「みやぎ情報産業人材育成特区」を実施することにより、更に本県のIT人材の層を厚くし、IT関連産業の集積等により活力豊かな地域経済の実現を目指すものである。

( 1 ) 県内の若年 I T 人材の輩出による地域産業の活性化の促進

今回、当該特例措置を講ずることにより、県内の学生はもちろんのこと、他県からも本県の当該特定事業を実施する情報関係の学校を志望することが予想され、未来の高度 I T 技術者を目指す若年層の本県への流入が発生する。

卒業生は、他県出身の学生も本県出身の学生同様、県内での就職希望の割合が高く、多数の優秀な若年 I T 人材を輩出でき、結果として、将来、県内における高度 I T 技術者の増加や、多方面においての I T 化を進めるうえでの活躍が見込まれ、地域の活性化を進めるうえでの重要な起爆剤となりうることが期待される。

( 2 ) 産業の情報化、 I T 関連産業の集積促進

当該特例措置を導入することにより、 I T 関連産業において企業の求める I T スキルを持つ人材の確保が容易となり、企業内における I T の活用が高まり、事務管理等の効率化が進むことにより、県民に対し低コストで良質のサービスの提供が実現でき、また、既存の収益体制に甘んじていた企業においても、新たな分野開拓や新規商品開発など行い、県内のあらゆる情報処理需要に対応することができることが期待される。その結果として、県内 I T 関連企業間での競争力がより一層高まり、生産性の向上や付加価値の創出といった産業の情報化が進んだり、また、 I T 関連企業が発展して、更なる I T 需要を喚起し、 I T 関連産業の集積が促され、地域の活性化に繋がるものである。

このように、本計画の実現は、地元 I T 関連産業の活性化及び今後の I T 人材の育成を図るために欠くことのできないものであり、本県の社会的安定と経済的発展に多くの成果をもたらすものである。

## 8 特定事業の名称

- ・ 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業(1131(1143、1145))
- ・ 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 (1132(1144、1146))

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### 【産業の情報化、情報産業等の集積促進】

( 1 ) 研究開発の支援

産学官の研究機関(県産業技術総合センター、東北大 I T - 2 1 等)との連携や、実証実験フィールドの提供等による、実用化研究を核とした地域 I T 関連企業の高付加価値化の推進を図るもの。

( 2 ) 市場開拓の支援

県民生活関連分野におけるIT化ニーズと地域IT関連企業とのマッチングを図ることにより、新たな情報産業関連市場の開拓を進めていくもの。

(3) ITを活用した産業の振興

地域産業の振興を図るために、情報提供の充実やITを活用した経営革新など、産業分野での情報化を促進するもの。

- ・インターネット等による戦略的観光情報の発信
- ・農山漁村を舞台にした多様なツーリズムの情報受発信
- ・みやぎ食MBCネットプロジェクトの推進
- ・食材データベース構築による食材セールス基盤の整備

(4) IT関連企業立地・集積の促進

雇用の場の創出と、企業集積による人材・技術・情報面での相乗的効果の創出を目指し、IT関連企業の集積を促進するもの。

- ・情報通信関連企業の戦略的誘致
- ・立地促進奨励金の交付等による支援
- ・立地企業へのフォローアップ強化

(6) 地元IT企業成長・創業支援

地元IT企業の成長支援と、IT関連分野での起業の誘導を図るもの。

- ・県内中核IT関連企業への支援
- ・IT関連起業家に対する支援
- ・組込みシステム分野、オープンソースソフトウェア分野、情報セキュリティ分野、デジタルコンテンツ分野、保健医療福祉分野における企業創業・成長・人材確保・育成・市場獲得・企業立地の支援

(7) IT技術者の養成

高度IT人材育成の継続とともに、就労に結びつける取組を行っている。

- ・東北テクノロジーセンター運営事業(高度IT技術者の養成)

【人材育成の強化】

(1) 情報教育環境の充実

ITを活用して、創造豊かな子どもたちを育てるとともに、学校の情報教育環境の整備をすすめるもの。

- ・宮城県学習情報ネットワーク(みやぎSWAN)の充実
- ・みやぎIT教育推進事業
- ・教育研修センターの研修の充実

(2) 障害者に対する情報バリアフリー化の促進

障害のある方々の研修や就労支援などを引き続き進めていくもの。

- ・障害者就労等IT研修の実施
- ・みやぎちゃれんじど情報塾の開催

(3) 県民の情報リテラシー向上

高度情報通信ネットワーク社会に適應した豊かな県民生活を実現するため、県民のITの利活用能力の向上を促進するもの。

- ・IT講習(利活用技能)の実施

- ・情報モラルと情報セキュリティ意識の醸成
- ・みやぎ県民大学（生涯学習講座）の実施
- ・みやぎ障害者ITサポートセンターの運営
- ・みやぎちゃれんじど情報塾の開催
- ・みやぎUPプログラムの実施
- ・母子家庭等就業支援講習会の実施

（４）ネットワークセキュリティ対策の強化

県、市町村、学校の各職員に対するネットワーク技術やセキュリティ対策の研修を充実するもの

- ・教育研修の充実

（５）IT技術者の養成

高度情報通信ネットワーク社会に対応できる専門的な人材を育成することにより、企業活動におけるITの活用を促進し、地域産業の育成及び活性化を図るもの。

- ・みやぎデジタルアカデミーの開催
- ・東北テクノロジーセンター運営事業（高度IT技術者の養成）

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1 1 3 1 ( 1 1 4 3 , 1 1 4 5 ) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験  
の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

#### ( 1 ) 講座の開設者

学校法人日本コンピュータ学園 東北電子専門学校

所在地：宮城県仙台市青葉区花京院一丁目 3 - 1

#### ( 2 ) 修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男

所在地：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館別館

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4 特定事業の内容

#### ( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「 2 0 0 7 A D 午前対策講座 - A 」

「 2 0 0 7 A D 午前対策講座 - B 」

別添資料 1 ・ 別添資料 2 「履修計画」参照

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（ I P A ）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

#### ( 2 ) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報検定（ J 検）情報活用試験 1 級」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率（ 80 % 以上）をもって履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し（ 3 ）の規定により当該試験を実施し財団法人専修学校教育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、 I P A が提供する問題を使用して修了認定にかかる試験を実施した場合は I P A の定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

#### ( 3 ) 修了認定に係る試験の実施方法

「 2 0 0 7 A D 午前対策講座 - A 」および「 2 0 0 7 A D 午前対策講座 - B 」については、財団法人専修学校教育振興会が講座開設者に試験問題を提供す

る。また、IPAの審査の結果適切であると認められなかった場合は、IPAが提供する問題を使用して実施する。

試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

修了認定にかかる試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

上記に定める事項の他、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあってはIPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報活用試験

試験科目 1級

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

|   | 出題分野           | 出題項目                            |
|---|----------------|---------------------------------|
| 1 | 情報と情報の利用       | (1) データと情報                      |
|   |                | (2) 情報の表現方法                     |
|   |                | (3) 情報の活用、情報処理の手順               |
|   |                | (4) 情報の収集と発信                    |
|   |                | (5) 情報の管理                       |
| 2 | パソコンを利用したシステム  | (1) パソコンシステムとその環境               |
|   |                | (2) オペレーティングシステム                |
|   |                | (3) ファイルシステム                    |
|   |                | (4) パソコン関連機器とインタフェース            |
| 3 | ネットワークの利用      | (1) 情報通信ネットワークの概要               |
|   |                | (2) インターネットを利用するために必要な機器とソフトウェア |
|   |                | (3) モバイルコンピューティング               |
|   |                | (4) ネットワーク上のパソコンの管理             |
| 4 | 情報ネットワーク社会への対応 | (1) 情報ネットワーク社会に関する用語・知識         |
|   |                | (2) 社会におけるコンピュータの利用             |
|   |                | (3) 知的財産権                       |
| 5 | 情報セキュリティ       | (1) ネットワークセキュリティ                |
|   |                | (2) コンピュータセキュリティ                |

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情

報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2 - 1

1 特定事業の名称

1 1 3 2 ( 1 1 4 4 , 1 1 4 6 ) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を  
免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

( 1 ) 講座の開設者

学校法人日本コンピュータ学園 東北電子専門学校

所在地：宮城県仙台市青葉区花京院一丁目 3 - 1

( 2 ) 修了認定に係る試験の提供者

財団法人専修学校教育振興会 理事長 鎌谷 秀男

所在地：東京都千代田区九段北 4 - 2 - 2 5 私学会館別館

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「 2 0 0 7 F E 午前対策講座 - A 」

「 2 0 0 7 F E 午前対策講座 - B 」

別添資料 3 ・ 別添資料 4 「履修計画」参照

認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

( 2 ) 修了認定の基準

当該認定に係る講座は、経済産業大臣が告示で定める履修項目の一部について、民間資格を取得するための試験「文部科学省後援情報検定（J 検）情報システム試験 基本スキル」を受験し合格することにより認定した者であり、なおかつ当該講座の出席率（80%以上）をもって履修した者に修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。これらの有資格者に対し（3）の規定により当該試験を実施し財団法人専修学校教育振興会が定める合格基準を満たした者について修了を認定する。また、I P A が提供する問題を使用して修了認定にかかる試験を実施した場合は I P A の定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

( 3 ) 修了認定に係る試験の実施方法

「 2 0 0 7 F E 午前対策講座 - A 」および「 2 0 0 7 F E 午前対策講座 - B 」については、財団法人専修学校教育振興会が講座開設者に試験問題を提供す

る。また、IPAの審査の結果適切であると認められなかった場合は、IPAが提供する問題を使用して実施する。

試験実施にあたっては、財団法人専修学校教育振興会が定める「免除対象科目履修講座修了試験実施要項」に沿って講座開設者が試験を実施する。

修了認定にかかる試験会場は、当該認定講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。

上記に定める事項の他、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者は、当該の試験結果に基づいて講座の修了を認めた者の氏名およびその生年月日に関する情報を、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、経済産業大臣（IPAが試験事務を行う場合にあってはIPA）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称 情報システム試験

試験科目 基本スキル

当該民間資格を取得するための試験の試験項目 表に示すとおり

|   | 出題分野       | 出題項目             |
|---|------------|------------------|
| 1 | コンピュータ科学基礎 | (1)数値表現とデータ表現の種類 |
|   |            | (2)数値とデータの表現方法   |
|   |            | (3)演算と精度         |
|   |            | (4)文字の表現         |
|   |            | (5)その他のデータ表現     |
|   |            | (6)情報と論理         |
|   |            | (7)基本データ構造       |
| 2 | コンピュータシステム | (1)プロセッサアーキテクチャ  |
|   |            | (2)メモリアーキテクチャ    |
|   |            | (3)バスアーキテクチャ     |
|   |            | (4)補助記憶          |
|   |            | (5)入出力アーキテクチャ    |
|   |            | (6)オペレーティングシステム  |
|   |            | (7)ファイル管理        |

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通の基礎知識を免除するものである。

1 特定事業の名称

1132(1144、1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1)講座の開設者

学校法人立志舎 東京 IT 会計専門学校仙台校

(宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番6号)

(2)修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ(東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

【学校法人立志舎 東京 IT 会計専門学校仙台校】

基本情報技術者講座 D コース 履修計画:別添資料のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の3分の2以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査によって認定された問題、または独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して、当該試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は当該の試験結果に基づいて講座の修了を認められた者の氏名、生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称: 情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目: 情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目: 表に示すとおり

| 試験項目           |                            |
|----------------|----------------------------|
| 1 情報の基礎理論      | 基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論 |
|                | 状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語     |
|                | 計算量と情報量                    |
| 2 データ構造とアルゴリズム | データ構造、アルゴリズムの基礎            |
|                | 流れ図、決定表、BN 記法、ポーランド記法      |
|                | 各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率         |
| 3 ハードウェア       | 半導体と集積回路                   |
|                | プロセッサ、動作原理                 |
|                | メモリ、記憶媒体、補助記憶装置            |
|                | 入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体 |
|                | コンピュータの種類と特徴               |
| 4 基本ソフトウェア     | OSの種類と構成                   |
|                | プロセス管理、割込み制御               |
|                | 主記憶管理、仮想記憶                 |

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
|             | 入出力制御、ジョブ管理                |
|             | ファイル管理、障害管理                |
|             | ヒューマンインタフェース、日本語処理         |
|             | ミドルウェア                     |
| 5 システム構成と方式 |                            |
|             | システム構成方式、処理形態              |
|             | システム性能、信頼性                 |
|             | 応用システム                     |
| 6 システム開発と運用 |                            |
|             | プログラム構造、制御構造               |
|             | プログラム言語、言語処理系              |
|             | EUC、EUD、ソフトウェアの利用          |
|             | 開発手法、設計手法、テスト手法            |
|             | システムの環境整備、運用管理             |
| 7 ネットワーク技術  |                            |
|             | プロトコルと伝送制御                 |
|             | 符号化と伝送技術                   |
|             | LAN とインターネット               |
|             | 電気通信サービス                   |
|             | ネットワーク性能                   |
|             | 伝送媒体、通信装置                  |
|             | ネットワークソフト                  |
| 8 データベース技術  |                            |
|             | データベースモデル                  |
|             | データの分析・正規化                 |
|             | データ操作                      |
|             | データベース言語、SQL の利用           |
|             | DBMS の機能と特徴                |
|             | データベース制御機能(排他制御、リカバリ)      |
| 9 セキュリティ    |                            |
|             | セキュリティ対策                   |
|             | プライバシー保護                   |
|             | ガイドライン                     |
| 10 標準化      |                            |
|             | 情報システム基盤の標準化               |
|             | データの標準化                    |
|             | 標準化組織                      |
| 11 情報化と経営   |                            |
|             | 経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど) |
|             | 情報化戦略(業務改善など)              |
|             | IE 分析手法、管理図                |
|             | 確率と統計                      |

|                               |
|-------------------------------|
| 最適化問題、意思決定理論                  |
| 情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど) |
| 関連法規(情報通信、知的財産権)              |

#### 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のITの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。